

## 保護取扱規程の留意事項及び保護室の運用について（通達）

（平成17年10月18日付け生企甲達第85号、石川県警察本部長から部課署長あて）

### （概要）

保護の取扱いについては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）のほか、関係法令に基づき運用されているところであり、取扱いの細部事項は、保護取扱規程（昭和36年石川県警察本部訓令第11号。以下「規程」という。）により定められているところである。

このたび、規程の一部改正を行い、併せて関係通達の内容の見直しを行ったので、その適切な対応を指示するものである。

内容については、おおむね次のとおりである。

### 記

#### 第1 規程制定の趣旨

規程は、警職法及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（以下「酩酊者規制法」という。）に基づく保護並びに児童福祉法第33条の規定による児童相談所長の委託によって行う児童の一時保護及び少年法その他の法令による一時収容等一連の保護措置（以下「保護等」という。）を適正に行うため、保護等の取扱い手続方法及び保護の場所等に関する細部の事項について規定したものである。

#### 第2 教養の徹底

保護等が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な事案（事象）に直面した場合の判断及びその場における取扱いのいかんによって左右されるので、これらの点について関係法令、規程の内容を全警察官に周知徹底し、具体的な取扱い要領を体得させるよう配意するものとする。

#### 第3 規程の各条ごとの留意事項

規程の各条ごとの留意事項は、次のとおりであるので運用に誤りのないようにすること。

##### 1 保護についての心構え（第2条）

保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権にかかわる問題であるので、的確に行わなければならない。特に、泥酔者及び酩酊者については、保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護には誠意をもって当たること。

##### 2 保護の着手（第4条）

「とりあえず必要な措置」とは、通常地域課員によって行われることが多いが、とりあえず交番に運ぶ等の応急措置、現場の関係者からその事情や家族等の住居等を聴取したり、近隣の家族等に引き渡したりする等の現場及びこれに直結して行われる必

要な措置をいうのであり、これらの措置のみによって処理解決できた場合を除き、保護したものについては、すべて保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

### 3 保護の場所等（第5条）

- (1) 駅舎、民家等第5条第1項各号に掲げる場所以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。
- (2) 病人、負傷者及び泥酔者等で異常があると認められる者等を保護する場合には、必要により医師の診断、治療を求める等の措置をとるよう配慮すること。

### 4 住所等の確認措置（第6条）

- (1) 住所等の確認措置としては本人が氏名を申し立てなかったり、又は申し立てても確認できないなど、住所等を未確認のまま保護することもあり得るので、その場合第9条による危険物等で法令違反がある場合は既に被保護者の範囲をこえて一応被疑者であるから住所、氏名等の確認に努めること。
- (2) 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認する措置をとる」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、とることができないものであること。

なお、被保護者が女子であるときは、立会人も女子の成年者とすることを考慮すること。

### 5 危害防止の措置（第8条）

「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために、通常、被保護者の腕、肩等を押さえる等の手段をいうのであるが、場合によっては、捕じょう、あるいは手錠などを使うことがやむを得ない場合もある。これらの手段は、危害を防止して、適切にその者を保護するためにやむを得ず行われるものであるが、直接身体について行動を制限することであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の概念もあるので、その使用は、真にやむを得ない場合に限り、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう配慮しなければならない。

### 6 危険物の保管（第9条）

- (1) 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常な判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持しているかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によ

って確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配意しなければならない。

- (2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいい、これらは何れも危険物の保管の際に同時に行うものである。

なお、立会人については、前記4の(2)と同様の配意をすること。

#### 7 保護室における危害防止の特別措置(第10条)

警職法第3条第1項第1号に掲げる被保護者であって、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、当然に配置された警察官が保護に当たっているため、その警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合、あるいは被保護者が2人以上ある等危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等の使用は避けること。

なお、かけがね等とは、かけがね、とめがね、落しがね等簡易な操作によって使用できるものをいうものであり、南京錠等威圧感を与えるようなものの使用は不適當である。

#### 8 異常を発見した場合の措置(第11条)

- (1) 「発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する」というのは、逃走した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手することに特に注意を要する。

なお、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同一視することのないよう配意すること。

- (2) 前記により、再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処理すること。

#### 9 保護室に関する特例措置(第16条)

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、すでに保護している者と同室させることが不適當と認められる者を保護する場合

等又は迷い子、家出入で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいうのであって、これらの場合には、少年補導室、休憩室等において保護するようにすること。

#### 10 許可状の請求（第17条～第19条）

警職法第3条第3項の規定に基づく簡易裁判所の裁判官に対する保護期間延長の許可状の請求、同法第3条第5項及び酩酊者規制法第3条第4項の規定に基づく保護した者の通知、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条の規定による保健所長への通報等については、規程別記様式第1から別記様式第3により行うこと。

#### 11 保護カード（第20条）

保護主任者は、規程による保護を行ったときは、別記様式第4の保護カードに所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

#### 12 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（第21条）

被保護者と被疑者の取り扱いを明確に区分し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調等をしてはならない。このことは、第21条第1項の規定による非行少年等であることが明らかになった場合についても同様である。

#### 13 児童の一時保護等（第23条）

- (1) 一時保護した児童、緊急同行をした少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、少年補導室、休憩室等において保護するよう配慮すること。
- (2) 前記(1)を除き、第23条に規定する者については、同行状、收容状等の執行中に一時保護室に收容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。また、刑事訴訟法が準用されている同条第5号に規定する者等については、留置場内の室に收容することも差し支えないものであること。
- (3) 第23条第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいて、第11条第2項は、準用する余地はない。

#### 第4 保護室の定義・保護室收容時の措置等

保護室の定義・保護室收容時の措置等について必要な事項を定めている。

#### 第5 報告

署長から警察本部長への各種報告の要領を定めている。